

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	高岡市 162027
地域名 (地域内農業集落名)	二上地区 (ハケ、二上、下二上、二上新、谷内、城光寺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	67.04 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	26.2 ha
② 田の面積	63.89 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.15 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・対象地区内には、70歳以上で後継者が未定もしくは不明な農地がある。これらの農地を遊休化しないよう受け手の確保を進めていく必要がある。
- ・各農事組合法人で農地の集積を行っているが、人手不足により、現状で手いっぱいである。さらに、企業の定年延長などにより新たな人材が入ってこないことなどから高齢化が進んでおり、担い手の確保が急務である。
- ・畔等の草刈りが大きな負担となっている。負担軽減対策が必要である。
- ・狭隘な土地が多く、耕作の受け手がなかなか見つからない。土地補正の必要がある。
- ・土地補正にかかる費用について、地区内で検討を進める必要がある。
- ・イノシシ対策については電気柵の効果が出ている。
- ・用水路の老朽化が進んでいる。土地改良事業の活用するなどして、修繕する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・米を中心としつつ、麦・大豆等の土地利用型作物の作付け拡大を図る一方、収益性の高い作物の生産や特産加工に取り組んでいく。
- ・JAや県農林振興センターの技術的アドバイスを受けながら、コスト削減の方法や、有機肥料や温暖化に対応した品種の導入を検討する。
- ・米、野菜について、地区住民へ販売する地産地消への取り組みを推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
・農地譲渡に伴い遊休化が懸念される農地の引き受けについて、地区内ルールを検討する。 ・地権者を含めた話し合いの場を設置し、水・草管理や田植えへの地権者の参加について協議する。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	55.1	%	将来の目標とする集積率	55.1 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標				
各地区において中心となる担い手がいる場合、中心経営体の位置付けとし検討する。				

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。可能な場所について集約・集積を進める。 ・狭隘な農地については、地権者等と協議を行い耕作しやすいよう、畔倒し等の補正に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・将来の経営農地の集約化を目指し、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。 ・機構の貸し付けになじまないものについては、引き続き相対で農地貸借を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組
・畦畔・あぜ道のコンクリート化を検討する。 ・農業基盤整備事業等を活用した用水路の整備刷新を検討する。 ・畔の草刈り等については、多面的支払交付金の活用などにより、地域ぐるみで取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進するとともに、集約方針を検討していく。 ・県内外の非農家や学生などを対象としたワーケーションの取り組みを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・負担軽減及び作業の効率化のため、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

・イノシシ対策については電気柵の効果がでている。草刈り等の生息環境管理、電気柵等の侵入防止、捕獲檻による捕獲を地域ぐるみで行うよう努める。
・里山と平地の間に緩衝帯を作るなど、里山の整備を検討する。
・地区内の児童を保護するため、電気柵に対する地区内児童への安全教育を行ったうえでの通学路への電気柵設置を検討する。
・山を囲う柵の導入に向けて、地区として行政に働きかけていく。
・イノシシ被害の情報を共有する協議会を設置し、行政に対策を働きかけていく。
・エコクリーンセンターを活用するとともに、捨て場について地域内で話し合いを進める。
・自動給水栓による水管理、ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、負担軽減及び作業の効率化・効果化に取り組む。
・スマート農業機器の導入にあたっては、補助金を積極的に活用する。ランニングコストについても検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	(A)	水稻	15.81 ha	ha	水稻	15.81 ha	ha	A	
認農	(B)	水稻	21.14 ha	ha	水稻	21.14 ha	ha	B	
利用者	(C)	水稻	1.63 ha	ha	水稻	1.63 ha	ha	C	
利用者	(D)	水稻	5.10 ha	ha	水稻	5.10 ha	ha	D	
			ha	ha		ha	ha		
計	4経営体		43.68 ha	ha		43.68 ha	ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。